

長野県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
カニサワ薬局	上伊那郡箕輪町中箕輪12815-2	令和3年12月1日
あるがクリニック	諏訪市湯の脇2-6-3	令和3年12月1日
太田眼科	塩尻市広丘吉田3051番地	令和4年1月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人光仁会	上田市保野702番地1	川西医院訪問看護ステーション	埴科郡坂城町中之条872	令和4年1月1日

地域福祉課

長野県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社長沼薬局	飯田市銀座4-7	令和3年12月7日
フロンティア薬局柏矢町店	安曇野市穂高984-15	令和3年12月31日
関口内科クリニック	佐久市中込405番地	令和3年12月31日
丸光薬局	上田市鹿教湯温泉鹿教湯1282	令和4年1月31日

地域福祉課

長野県告示第87号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者又は助産師

氏名	所在地	指定年月日
下里 泰伸	安曇野市明科七貴6194-3	令和4年1月1日

2 施術所又は助産所

名称	所在地	指定年月日
下里整骨院	安曇野市明科七貴5728-2	令和4年1月1日

地域福祉課

長野県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

施術所又は助産所

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
訪問マッサージ機能訓練 竹林堂	東筑摩郡山形村916-2	訪問マッサージ機能訓練 竹林堂	竹林堂	令和3年12月28日

地域福祉課

長野県告示第89号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社つくしんぼ	株式会社つくしんぼ	長野県岡谷市中央町2-3-11 セントラルパレス8号	令和4年3月1日

介護支援課

長野県告示第90号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
伊那市長谷浦430、454、455の1、455の2、459
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第91号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

安曇野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第92号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿智村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第93号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、令和4年2月28日、次のとおり売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更の届出がありました。

令和4年3月7日

長野県知事 阿部 守一

	売りさばき人の氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
新	長野県行政書士会伊那支部	長野県伊那市西春近5140-3	長野県伊那市西春近5140-3 長野県行政書士会伊那支部
旧		長野県伊那市中央5157-1 春日ビル2F	長野県伊那市中央5157-1 春日ビル2F 長野県行政書士会伊那支部

会 計 課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年3月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月7日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
(2) 路 線 名 403号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字木島字道下597番の4地先から 下高井郡木島平村大字上木島字木島36番の3地先まで	旧	m 6.6 ~ 23.0	Km 1.3649
同 上	新	14.7 ~ 27.0	1.3345

- 2 (1) 道路の種類 県道
(2) 路 線 名 馬曲木島停車場線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下高井郡木島平村大字上木島字木島89番の2地先から 飯山市大字木島字向田963番の4地先まで	旧	m 6.6 ~ 15.7	Km 0.8995
同 上	新	14.7 ~ 27.0	0.9259

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下高井郡木島平村大字住郷字西2919番の6地先から 下高井郡木島平村大字住郷字西2960番の6地先まで	旧	m 7.0 ~ 20.0	Km 0.0663
同 上	新	8.9 ~ 21.3	0.0627

- 3 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 南永江替佐停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
中野市大字永江字沖1821番の17地先から 中野市大字永江字沖1823番の16地先まで	旧	m 10.5 ~ 26.4	Km 0.0430
同 上	新	10.5 ~ 26.4	0.0430

- 4 (1) 道路の種類 県道
 (2) 路 線 名 七曲西原線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下高井郡木島平村大字住郷字梨ノ木2052番の1地先から 下高井郡木島平村大字住郷字西原1583番の1地先まで	旧	m 4.7 ~ 7.2	Km 0.3592
同 上	新	9.3 ~ 11.7	0.3592

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
 その関係図面は、告示の日から令和4年3月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。
 令和4年3月7日

長野県木曾建設事務所長 小林 敏 昭

- 1 路 線 名 361号
 2 供用を開始する区間
 木曾郡木曾町開田高原西野1059番の12地先から
 木曾郡木曾町開田高原西野984番の54地先まで
 木曾郡木曾町開田高原西野984番の31地先から
 木曾郡木曾町開田高原西野985番の63地先まで
 3 供用を開始する期日 令和4年3月7日

道路管理課

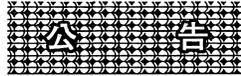
長野県北信建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。
 その関係図面は、告示の日から令和4年3月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。
 令和4年3月7日

長野県北信建設事務所長 丸 山 進

- 1 (1) 路線名 馬曲木島停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 下高井郡木島平村大字住郷字西2919番の6地先から
 下高井郡木島平村大字住郷字西2960番の6地先まで
 (3) 供用を開始する期日 令和4年3月7日
- 2 (1) 路線名 南永江替佐停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 中野市大字永江字沖1821番の17地先から
 中野市大字永江字沖1823番の16地先まで
 (3) 供用を開始する期日 令和4年3月7日
- 3 (1) 路線名 七曲西原線
 (2) 供用を開始する区間
 下高井郡木島平村大字住郷字西原1589番の1地先から
 下高井郡木島平村大字住郷字西原1583番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 令和4年3月7日

道路管理課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年3月7日

長野県教育委員会教育長 原 山 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 C I Mシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
 (1) 名称 長野県総合教育センター
 (2) 所在地 塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
- 3 落札者を決定した日
 令和3年10月26日
- 4 落札者の名称及び所在地
 (1) 名称 三菱HCキャピタル株式会社
 (2) 所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 5 落札金額
 1月当たりの賃借額 1,603,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
 令和3年9月9日

学びの改革支援課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和4年3月7日

長野県立木曽病院長 濱 野 英 明